

重要事項説明書

1. 運営方針

- (1) 看護師等は利用者様の心身の特性をふまえて、生活の質を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

事業者名	医療法人財団 華林会 訪問看護ステーション かりん	
所在地	福岡市西区戸切2丁目14番45号	
提供サービス	訪問看護	
介護保険事業者番号	4061190304	
責任者および連絡先	下谷 美樹	092-811-3408
サービス提供地域	福岡市〔西区、早良区、城南区(要相談)〕	

3. 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1	0	1
サービス従事者	看護師	5名以上	1名以上	
	理学療法士 作業療法士		1名以上 (兼務)	

4. 営業時間

サービス内容	資格	営業時間
訪問看護	看護師	月曜日～金曜日
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	午前9時～午後4時30分 土曜日 午前9時～午後0時

営業しない日	日曜日・祝祭日・年末年始・お盆 (医療法人財団華林会の休日規定に準じる) ※但し、相談に応じます
--------	--

※ただし、当事業所は24時間対応できる体制をとっております。営業時間外でも必要に応じて訪問看護を実施しております。ご同意いただいた上で「24時間対応体制加算」または「緊急時訪問看護加算」を算定させていただきますのでご了承ください。

5. サービスの内容

主治医の指示に基づいて、看護師等が家庭を訪問し、健康状態の観察・管理、清拭・入浴、床ずれの予防・処置、カテーテル等の管理、リハビリテーション、療養生活や介護方法の指導、ターミナルケア等を行います。

6. サービス利用料および利用者負担

(1) 介護保険（介護予防）の場合

関係法令の定める自己負担額をいただきます。（別紙１のとおり）

(2) 医療保険の場合

関係法令の定める自己負担額をいただきます。（別紙２のとおり）

その他、必要と判断し、次の訪問看護を提供した場合は、利用料として別途料金をいただきます。

①営業日以外の訪問看護加算 30分あたり 1,500円

②訪問看護提供時間が保険で定めた時間※を超える場合 30分あたり 1,000円

※1時間 30分

(3) 保険適用外の場合（各種保険で認められている訪問看護以外のサービス）

①訪問看護(自費) 1回あたり 8,000円※

○午後5時～午後10時または午前6時～午前8時30分 30分あたり 1,000円(※に加算)

○午後10時～午前6時（深夜） 30分あたり 2,000円(※に加算)

○営業日以外の訪問加算 30分あたり 1,500円(※に加算)

○1時間を越える場合の加算 30分あたり 1,500円(※に加算)

○複数名の訪問加算 (看護師の場合) 1回あたり 4,500円(※に加算)

(看護補助者の場合) 1回あたり 3,000円(※に加算)

②交通費・・・通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ所定の交通費（実費相当）が必要となります。

③死後の処置料（亡くなられた後のケア） 10,000円（税別）

(4) 利用料のお支払い方法

毎月10日頃に前月分の請求をいたしますので25日までにお支払いください。

お支払い方法は、以下のいずれかをお選びください。②③の場合は料金回収の確認後に領収書を発行いたします。

①病院会計窓口での支払い

②銀行振込

③口座引落(ご指定の金融機関)

尚、③をお選びの際は、手続きを要しますのでお問い合わせください。

7. キャンセル及び変更について

(1) 利用者様がサービスの利用の中止または変更をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 090-5484-5386 受付時間 8:30～17:00

(2) 急なキャンセルまたは変更をされた場合、キャンセル料を申し受けることがあります。（キャンセル料：1回あたり 1,000円）

利用者様の都合でサービスを中止または変更する場合は、サービス利用の前営業日までにご連絡ください。やむを得ず当日のご連絡となる場合は、当日8時30分から9時までの間にご連絡ください。ご連絡がなく訪問時ご不在の場合は、全額自己負担となります。ただし、利用者様の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。

(3) 医療保険の場合、体調不良等により理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問の中止を希望する場合は、代わりに看護師が訪問させていただくことがあります。

8. 緊急時又は事故発生時における対応方法

- (1) 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- (2) 看護師等は、前項において必要な処置を行った場合は、速やかに管理者および主治医、居宅介護支援事業者等に報告することとします。
- (3) 当事業所は、営業時間外にも対応できるように、介護保険法ならびに健康保険法等に基づき、緊急時訪問看護加算、24 時間対応体制加算を算定しています。

(希望する ・ 希望しない)

医療機関等 (かかりつけ医)	医療機関名
連絡先	氏 名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 連 絡 先
緊急連絡先 (不在時)	氏 名 連 絡 先

9. 秘密保持について

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者様またはその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10. サービス内容に関する相談・苦情

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	電 話 番 号 092 － 811 － 3408 F A X 番 号 092 － 811 － 3527 相 談 員 下谷 美樹 対 応 時 間 午前 9 時～午後 5 時まで
---------	--

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

西区役所 福祉・介護保険課	所 在 地 福岡市西区内浜 1-4-1 電話番号 092 － 881 － 2131 (代) 対応時間 午前 9 時～午後 5 時まで
早良区役所 福祉・介護保険課	所 在 地 福岡市早良区百道 2 丁目 1 番 1 号 電話番号 092 － 841 － 2131 (代) 対応時間 午前 9 時～午後 5 時まで
城南区役所 福祉・介護保険課	所 在 地 福岡市城南区鳥飼 6 丁目 1 番 1 号 電話番号 092 － 822 － 2131 (代) 対応時間 午前 9 時～午後 5 時まで
福岡県国民健康保険 団体連合会（国保連） 介護サービス相談窓口	所 在 地 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 電話番号 092 － 642 － 7859 対応時間 午前 9 時～午後 5 時まで

11. その他

❖ 利用者様へお願い

- ① サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険者証等をご提示ください。
- ② 当事業所は、看護学生実習、医学生の見学実習、訪問看護師養成実習受け入れ施設として協力しております。実習時は同行訪問致しますので教育の必要性をご理解いただき、ご協力お願い致します。

❖ 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用いたします。

(1) 使用する目的

- ① 利用者のための主治医の指示内容、居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議
- ② 医療機関、介護支援専門員および関係事業者との連絡調整
- ③ 保険請求手続き
- ④ 保険者への相談、届出
- ⑤ 学会、研究会等での事例研究発表
- ⑥ 実習生の同行訪問
- ⑦ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

(2) 条 件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

【利用料金】

令和 6 年 6 月 1 日改訂

◆介護保険（介護予防）の場合

		サービス内容		料金	負担額 (1 割)	負担額 (2 割)	負担額 (3 割)		
基本 (一回あたり)	要 介 護	看護師	20 分未満	3,359 円	336 円	672 円	1,008 円	准看護師の場合は 9 割相当額	
			30 分未満	5,039 円	504 円	1,008 円	1,512 円		
			30 分以上 60 分未満	8,806 円	881 円	1,762 円	2,642 円		
			60 分以上 90 分未満	12,069 円	1,207 円	2,414 円	3,621 円		
		作業療法士 理学療法士 作業療法士	20 分未満	3,145 円	315 円	629 円	944 円	1 日に 2 回を超える場合は 9 割相当額 1 週間に 6 回を限度	
	要 支 援	看護師	20 分未満	3,242 円	325 円	649 円	973 円		
			30 分未満	4,825 円	483 円	965 円	1,448 円		
			30 分以上 60 分未満	8,495 円	850 円	1,699 円	2,549 円		
			60 分以上 90 分未満	11,663 円	1,167 円	2,333 円	3,499 円		
		作業療法士 理学療法士 作業療法士	20 分未満	3,038 円	304 円	608 円	912 円		
	訪問看護サービス提供体制加算Ⅰ (予防も同様)				64 円	7 円	14 円	21 円	研修などを実施しており、かつ 7 年以上の勤務年数のある者が 30%以上配置されていること
	訪問看護サービス提供体制加算Ⅱ (予防も同様)				32 円	3 円	7 円	10 円	研修などを実施しており、かつ 3 年以上の勤務年数のある者が 30%以上配置されていること
	加 算	看護体制強化加算Ⅰ※ ¹			5,885 円	589 円	1,177 円	1,766 円	1 ヶ月につき
		看護体制強化加算Ⅱ※ ¹			2,140 円	214 円	428 円	642 円	1 ヶ月につき
看護体制強化加算 (予防)			1,070 円	107 円	214 円	321 円	1 ヶ月につき		
緊急時訪問看護加算Ⅰ			6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	1 ヶ月につき		
特別管理加算 (Ⅰ)			5,350 円	535 円	1,070 円	1,605 円	1 ヶ月につき		
特別管理加算 (Ⅱ)			2,675 円	268 円	536 円	804 円	1 ヶ月につき		
必 要 時	初回加算 (Ⅰ)			3,745 円	375 円	749 円	1,124 円	退院日に訪問看護を行った 場合	
	初回加算 (Ⅱ)			3,210 円	321 円	642 円	963 円	退院日の翌日以降に訪問を 行った場合	
	退院時共同指導加算			6,420 円	642 円	1,284 円	1,926 円	入院、入所中の方に対して指導 を行った場合	
	看護・介護職員連携強化加算			2,675 円	268 円	536 円	804 円	訪問介護事業所と連携した場合 (たんの吸引等)	
	複数名訪問 加算 (Ⅰ)	30 分未満	2,717 円	272 円	544 円	1,632 円	2 人の看護師等が同時に訪問 看護を行う場合		
		30 分以上	4,301 円	431 円	862 円	1,293 円			
	複 数 名 訪 問 加算 (Ⅱ)	30 分未満	2,150 円	215 円	430 円	645 円	看護師と看護補助者が同時 に訪問看護を行う場合		
		30 分以上	3,391 円	340 円	680 円	1,020 円			
	長時間訪問看護加算			3,210 円	321 円	642 円	963 円	特別管理加算の利用者に対し 1 時間 30 分を越えた場合	
	ターミナルケア加算			21,400 円	2,140 円	4,280 円	6,420 円	死亡月	
死後の処置料			10,000 円 (税別)				介護保険対象外		
サービス提供地域外への訪問にかかる交通費				実費相当				介護保険対象外	
予防訪問看護 12 月超減算				利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問看護を行 った場合▲5 円 (1 割負担の場合)				1 回につき	

※1 中重度者の医療に対応できるよう体制を強化している事業所であること
(サービス月の前6ヶ月の実績内容より算定させていただく場合があります)

※ ご利用の条件下での端数処理より、金額が異なる場合があります。

※ 上記看護師等の金額は、通常時間帯(8:00~18:00)の金額です。

夜間(18:00~22:00)、早朝(6:00~8:00)の場合は25%増しの額、

深夜(22:00~翌朝6:00)の場合は、通常時間帯の50%増しの額となります。

※ 主治医から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から最長14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

◆医療保険の場合

利用者様の保険区分により、利用料の 1 割～ 3 割の自己負担となります。

項 目	算 定 要 件	回 数	利 用 料
基本療養費（Ⅰ）※ ¹	週 3 日目まで	1 回につき	5,550 円
	週 4 日目以降	1 回につき	6,550 円
			5,550 円
基本療養費（Ⅱ）※ ¹	同一建物に居住する複数（3 人以上）の利用者へ同一日に訪問看護を実施した場合	週 3 日目まで	1 回につき 2,780 円
		週 4 日目以降	1 回につき 3,280 円
基本療養費（Ⅲ）	入院中在宅療養に備えて外泊をしている方に訪問した場合	入院中 1 回 または 2 回	8,500 円
管理療養費	月の初日	1 日につき	10,030 円
	月の 2 日目以降	1 日につき	3,000 円
24 時間対応体制加算	24 時間の対応体制にある場合	月 1 回	6,800 円
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回の訪問		4,500 円
	1 日に 2 回の訪問（同一建物内 3 人以上）		4,000 円
	1 日に 3 回以上の訪問		8,000 円
	1 日に 3 回以上の訪問（同一建物内 3 人以上）		7,200 円
特別管理加算	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態、真皮を越える褥瘡の状態にある者	月 1 回	2,500 円
	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態	月 1 回	5,000 円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）、早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）に訪問した場合	1 回につき	2,100 円
深夜訪問看護加算	深夜（午後 10 時から翌 6 時まで）に訪問した場合	1 回につき	4,200 円
長時間訪問看護加算	人工呼吸器を使用している状態にある方等に対して 90 分を超える場合	週 1 日	5,200 円
複数名訪問看護加算	看護職員が他の看護師等と同時に訪問看護を実施した場合	週 1 日	4,500 円
	看護職員が他の看護師等と同時に訪問看護を実施した場合（同一建物内 3 人以上）		4,000 円
	看護職員がその他職員と同時に訪問看護を実施した場合	週 3 日	3,000 円
	看護職員が他のその他職員と同時に訪問看護を実施した場合（同一建物内 3 人以上）		2,700 円
退院時共同指導加算※ ²	退院するに当たり訪問看護スタッフが病院の主治医、その他の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	月 1 回 または 2 回	8,000 円
特別管理指導加算	退院時特別な医療管理が必要な場合 ※ ² に加算		2,000 円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病もしくは重傷者管理加算の対象となる利用者が退院されるとき、その退院日に訪問した場合		6,000 円
	長時間（90 分以上）にわたる療養上必要な指導を行った場合		8,400 円
緊急時等カンファレンス加算	利用者の状態急変や診療方針変更に伴い、主治医の求めにより開催されたカンファレンスに看護師等が参加して、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合	月 2 回	2,000 円
ターミナルケア療養費 1	在宅で亡くなられた利用者に対して、死亡前 24 時間以内にターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	死亡月	25,000 円
ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等で亡くなられた利用者に対して、死亡前 24 時間以内にターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）	死亡月	10,000 円

緊急訪問看護加算	在宅支援診療所・病院の指示の下、緊急に訪問看護を実施した場合	月 14 日目まで 月 15 日目以降	2,650 円 2,000 円
在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と情報共有を行うとともに、それを踏まえて療養上必要な指導を行った場合	月 1 回	3,000 円
情報提供療養費	利用者の同意を得て、利用者の居住する市町村等に対して訪問看護に係る情報を提供した場合	月 1 回	1,500 円
ベースアップ評価料	看護職員等の賃金の改善を実施している場合	月 1 回	780 円
訪問看護医療D X 情報活用加算	オンライン資格確認等システムを通じ、診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	月 1 回	50 円

※1 看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

なお、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護の提供時間は 40 分を基本とします

※ 1～6 ヶ月に 1 回主治医の病院もしくは医院より訪問看護指示料として 300 円～900 円の負担があります。

※ その他にも利用者様の状況により加算がある場合があります。